

市からの連絡帳



届出

住民基本台帳カードの交付

住民基本台帳事務処理要領の一部改正により、即日交付・照会交付における本人確認が厳格化され、必要書類が一部変更となりました。

(1)即日交付の場合

住民基本台帳カード(交付時点で有効期間内であって、カード運用状況が運用中である住民基本台帳カードに限る)旅券、運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のみになりました。

(2)照会交付

健康保険証、電気工事士免状、無線従事者免許証、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取扱主任者証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書など提示の方は、照会書を自宅に郵送する方法で本人確認をさせていただきます。

本人確認厳格化のため、ご協力をお願いします。

手数料 1件500円

市民課 田(☎042-460-9820)

保(☎042-438-4020)

キャラクター絵柄入り証明書を終了します

住民票の写しなどの各種証明書に使用していたキャラクター絵柄入り証明書は、7月末(予定)をもって終了します。

市民課 田(☎042-460-9820)

保(☎042-438-4020)

市税

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額

下記の要件を満たした認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まれません)

要件

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること

平成23年1月2日～平成24年1月1日に新築された住宅であること

居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること

居住部分の床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下であること

平成24年1月31日(火)までに資産税課(田無庁舎4階)へ必要書類の提出があること

減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

減額範囲

居住部分について、床面積が120㎡までのものはその全部、120㎡を超えるものは120㎡相当部分が減額対象。

必要書類

認定長期優良住宅に係る固定資産

税の減額適用申告書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

申告について

資産税課職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることを伝えてください。減額の申告手続きについて説明します。

◆認定長期優良住宅に関すること

☎東京都多摩建築指導事務所

(☎042-464-2154)

◆認定長期優良住宅の新築家屋への減額に関することは下記へ。

資産税課 田(☎042-460-9830)

家屋調査にご協力を

下記の期間中に新築・増改築などを行った家屋は、平成24年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。

これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため家屋調査を行っています。

☎平成23年1月2日～平成24年1月1日の期間中に新築・増改築などを行った家屋

家屋調査 資産税課職員が対象の家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井^{など})および住宅設備(風呂・トイレ^{など})を調査します。

調査日時 調査日時は、事前に書面にてお知らせしたうえで、ご都合の良い日時に伺います。書面が届き

ましたら、資産税課までご連絡ください。

資産税課 田(☎042-460-9830)

国保・年金

国民健康保険「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請・更新

所得や年齢に応じて、1か月間に医療機関へ支払う自己負担の上限額が決まっています。

保険料の滞納の無い西東京市国民健康保険加入者が入院される場合、「限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を医療機関に提示すると、入院時の会計が上限額までに抑えられます。

認定証を使わずに支払いをし、上限額を超えたときは、高額療養費の申請書を後日お送りします。

70歳から74歳までの方

「高齢受給者証」が認定証の役割を兼ねています。ただし、住民税非課税世帯の方は、認定証の申請が必要です。

更新について

認定証の有効期限は7月末日です。すでにお持ちの方で、引き続きご利用になる場合は、更新手続きが必要です。

必要なもの

入院される方の保険証 印鑑
☎保険年金課(田無庁舎2階) 市民課総合窓口係(保谷庁舎1階)
保険年金課 田(☎042-460-9821)

後期高齢者医療制度

保険年金課 田(☎042-460-9823)

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、「認定証」という)は、7月31日(日)で有効期限が切れます。

このことに伴い、現在認定証をお持ちの方で、8月1日(月)から該当される方には、7月下旬に郵送で送付します。

対象の方

後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担の方

低所得...世帯員全員が住民税非課税の世帯に属する方

入院時食事および生活療養標準負担額

所得区分	負担区分	自己負担額(月額)		食事療養標準負担額		生活療養標準負担額(療養病床に入院する場合)
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	90日までの入院	直近12か月で90日を超える入院	
低所得	1割	8,000円	2万4,600円	1食 210円	1食 160円	1食 210円(居住費) 1日 320円
低所得				1食 100円	1食 100円	1食 130円(居住費) 1日 320円
老齢福祉年金受給者				1食 100円	1食 100円	1食 100円

低所得...世帯員全員が住民税非課税であって、年金収入80万円以下(そのほかの所得がない)の方および老齢福祉年金受給者

現在、認定証をお持ちでない方で上記に該当される方は、申請が必要です。

認定証を入院の際に提示することにより食事代と保険適用の負担が減額されます。

◆広域連合では、後期高齢者医療制度について、「東京いきいきネット」
☎ http://www.tokyo-ikiiki.netで 情報提供を行っています。ご利用ください。

後期高齢者医療保険料の支払い

保険料の計算は、平成22年中(平成22年1月から12月までの収入)の所得に基づいて平成23年度の保険料を計算し、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬以降にお送りします。

年金天引きの方

4月から仮徴収額による年金天引きをしますが、平成22年中の所得による保険料が決定しましたので決定通知書をお送りします。

決定額-仮徴収済分(4月・6月・8月)=10月・12月・2月の年金額から引かれる額

年金から天引きでなかった方

7月中旬に「後期高齢者医療保険料決定通知書兼納入通知書」をお送りします。

保険料は7月から2月までの8月に分けてお支払いいただきます。毎月の月末までにお近くの金融機関などでお支払いください。

口座振替を希望される方

同封の「預金口座振替(自動払込)依頼書」により金融機関での手続きが必要です。

第1期(納付期限8月1日(月))は、口座振替(自動払込)の開始時期に

間に合いませんのでお近くの金融機関などでお支払いください。

第2期(納付期限8月31日(水))以降、口座振替(自動払込)の開始が可能となります。

平成23年2月1日以降に後期高齢者医療制度に加入された方および転入などされた方、平成21・22年度の所得が更正された方

平成23年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」のほかに、随時賦課用の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りしています。

納期は、8月1日(月)のみとなりますので、平成23年度の保険料とあわせて納付してください。

◆「東京いきいきネット」

☎ http://www.tokyo-ikiiki.netで 情報提供を行っています。ご利用ください。

